

新しい障害サービスのご案内～障害者総合支援法について～

医療連携・患者支援センター 松尾 智美

障害者の福祉サービスは、ここ何年かのうちに目まぐるしく変化しています。最近の変化としては、今年4月に「障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されたことです。この法律の前身は平成18年に施行された「障害者自立支援法」でした。この自立支援法では、それまで身体障害・知的障害・精神障害のそれぞれの障害に対してバラバラになっていた福祉サービスを一元化し、共通の福祉サービスが利用できるようになったことが画期的な動きとなりました（しかし同時に、サービス利用に対して一定の負担が必要になるという課題も発生しました）。そして今回の障害者総合支援法では、「障害者の範囲に難病の方々を加える」ということが明記され、これによって制度の谷間に入りサービス利用できなかつた方々が、必要な福祉支援を受けられるようになりました。ここで言う難病とは、厚生労働省が定める130の疾患のことです。

福祉サービスを受ける場合には、お住まいの市区町村の障害福祉担当課が相談窓口となります。対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、ご相談ください。その後、障害程度区分の認定（どのくらいの障害の程度で、サービスが必要になるか面接調査をします）やサービス利用計画の作成、支給認定等の手続を経て、必要と認められたサービスを利用することができます。

なお、障害福祉サービスの中には、介護保険と重複するサービスがあり、その場合は原則として介護保険が優先されます。そのため、65歳以上の方、40～64歳で特定疾患に該当する方は、介護保険の認定申請が必要となります。

もしも不明な点、お知りになりたいことなどがございましたら、当院の医療連携・患者支援センターにご相談ください。

外来受診のご案内

- 開院時間 8:10
- 受付時間 初診 8:30～11:00 再診 8:30～11:30
※一部診療科では午後の受付となる場合があります
- 休診日 日曜日、祝祭日、第3土曜／創立記念日（6月10日）
年末年始（12月29日～1月3日）
- 代表電話番号 043-462-8811
予約変更専用 043-462-0489（平日14時～16時）
- 健康保険証（原本）、その他の公費負担受給者証（原本）を必ず持参下さい。
- 各科外来担当医はホームページ
<http://www.sakura.med.toho-u.ac.jp> をご覧ください。

お見舞いについて

- 【面会時間】**
- | | |
|--------|-------------|
| 平 日 | 15:00～19:00 |
| 土・日・祝日 | 11:00～19:00 |
- (2階西病棟13:00～19:00)
- 防災センターで面会手続きの上、お見舞いカードを装着してお入り下さい。
- 時間内の面会が無理な場合は看護師にご相談下さい。
状況に応じ時間外会許可証を発行いたします。

編集後記

猛暑で異常気象に見舞われた夏もようやく終わりを迎え、残すところ今年も3ヶ月となりました。夏最後のホットな話題といえば2020年の夏季オリンピックが東京で開催決定となった事です！1998年の長野冬季オリンピックの時、私はオーストラリアに留学中で、南半球の暑い夏の中、応援をしていました。7年後にはどんなドラマが繰り広げられるでしょうか。今からでも楽しめます♪



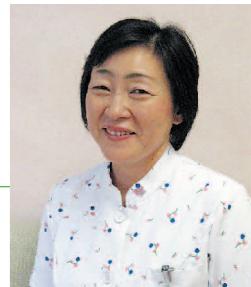
SAKURAdayori

東邦大学医療センター
佐倉病院の基本理念

- 質の高い医療を安全に提供する病院
- 地域に貢献する病院
- 人間愛を共有する病院
- 楽しく明るくチャレンジする病院
- 良き医療人を育成する病院

患者の権利

- 質の高い公正な医療が受けられます
- 個人の尊厳が守られます
- 個人のプライバシーが保障されます
- 必要な医療情報の説明が受けられます
- セカンドオピニオンが保障されています
- 医療行為について自己選択ができます



佐倉病院の“チーム力”

副院長・看護部長（認定看護管理者） 寺口 恵子

事務職・委託業者等)がその専門分野の知識を発揮し、学会の成功を願って快く協力して下さったのです。学会が盛会に終了できたのも、佐倉病院の教職員が一体となる“チーム力”にあると実感しました。

日本の医療はこれまで「病院完結型医療」が続いてきましたが、現在の地域医療の崩壊や、医療を取り巻く危機を考えると、1病院で患者をケアすることは不可能な状況と言えます。今後は、地域医療機関・福祉施設・訪問看護ステーション・介護サービス事業所等が、其々の特徴を活かしながら役割を分担し、地域全体で1つの病院のような機能をもつ「地域完結型医療」を目指す必要があります。その為には、患者さんを含めた地域全体の良好なコミュニケーションを基軸とした“チーム力”的向上が必要と考えております。

佐倉病院では日々多くの問題が起きていますが、その背景には医療者と患者間のコミュニケーションギャップ、そして医療者間のコミュニケーションギャップがあります。質の高い医療を提供するためには、医療専門職がその専門性を発揮することはもちろんですが、それらをつなぐ良好なコミュニケーションが必要であると思います。

佐倉病院は「誰もが挨拶してくれる」「笑顔がある」「活気がある」「明るい」という嬉しい評価をよく頂きます。それを実感したのは、昨年12月に佐倉地区で初めて開催した第12回東邦看護学会学術集会でした。大会長として準備を進めていたのですが、垂れ幕準備や会場の分散によるサテライト中継の利用、椅子の確保等多くの問題が発生し、良い解決策が見つからず途方に暮れていた時、看護職員はもとより、多くの病院職員（システム室・医療連携患者支援センター・

佐倉病院は、がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制整備、手術室・救急体制強化、外来環境の再整備、医療連携のさらなる充実等、多くの課題達成に向け、医師をはじめとした教職員が其々の専門性を発揮し、一体となり、佐倉病院ならではの“チーム力”を発揮しています。もちろん看護部もその一端を担えるよう、プロ意識を持って努力して参りますのでよろしくお願い致します。

「赤ちゃんが生まれる前に行われる検査」—出生前診断・遺伝カウンセリング—

産婦人科・地域周産期母子医療センター 竹下 直樹



竹下准教授

赤ちゃんが生まれる前に、行われる様々な検査を「出生前診断」「しゅつしょうまえしんだん・しゅつしょうぜんしんだん」と呼びます。妊娠期間は約10ヶ月、その間、胎児が元気かどうかは、妊婦さんはもとより、ご家族にとって心配なことであり、時には不安な気持ちになることもあります。

出生前診断の目的は、産まれてくる赤ちゃんの健康状態を様々な方法で見守り、皆さん、出産およびその後の生活に備えるお手伝いをすることです。私たちは、全ての妊婦さんが妊娠期間中、安心で快適な生活を送ることが出来、安全な出産を迎えるようサポートすることを常に考えて日常診療に携わっております。

皆さんにとって、出生前診断という言葉が連想させるイメージはどういうものでしょうか？昨年、8月に“新型出生前診断”という新聞報道がなされ、初めて耳にされた方も多く、出生前診断=染色体、遺伝子と考える方もいらっしゃるかと思います。しかし、実際には、遺伝ということに関わるものと、赤ちゃんの体重や、臓器の病気を調べる検査など遺伝に直接は関係ないものがあります。そして遺伝に関する検査としては、次の2つに大別されます。①赤ちゃんの染色体（親から子へ遺伝子を伝える物質）というものを、羊水・絨毛（胎盤になるもの）・母親の血液を用いて調べる

こと。②超音波で、胎児の体の構造を良く見ることです。つまり、外来診療で毎日行われている超音波検査も、時に遺伝の事に結びつくことがあるということなのです。

出生前診断については、国民一人一人がそれぞれの価値観・倫理観・立場からいろいろ意見があります。特に「せっかく出生前の検査をしたのにかえって不安になってしまった」というようなケースもあるようです。そのような事が起こらないようにするにはどうすれば良いのでしょうか？それは、検査を受けるにあたって、その意味、方法、結果について十分に説明を受け、不安なことを良く質問し納得して検査を受ける事です。最近では“遺伝カウンセリング”という言葉が目に付くようになりました。注目されています。正に遺伝カウンセリングは、検査の施行前、結果の説明、場合によっては検査の途中など、いつでも専門性を持った医療従事者と話し合う機会を持ち、皆さんと一緒に解決していくことなのです。

佐倉病院産婦人科では、胎児染色体検査や最新の超音波機器による詳細な胎児の構造評価をし、同時に臨床遺伝専門医が専門外来で、皆さんと話し合う時間を持つ事が可能です。

「出生前診断」については将来的に益々大切な話題になると考えられます。今回の講座を通じて皆さんと一緒に考え、意見の交換がとても大切です。

2013～2014年 市民公開講座のお知らせ（入場無料・申込不要・200席）

開催予定日	講演予定テーマ	担当
10月12日（土）	当代屈指の遺伝専門医が解き明かす 「これが遺伝と出生前診断だ」	産婦人科
11月30日（土）	「ものわすれ」（認知症）と共に歩む “診断と治療”	神経内科・神経放射線・メンタルヘルス 脳神経外科・薬剤部・リハビリテーション部 看護部・メディカルソーシャルワーカー
12月14日（土）	「うつ病のリハビリテーション」 ～当院における職場復帰プログラムと 認知行動療法の実践～	産業精神保健・ 職場復帰支援センター
1月25日（土）	「鼻・副鼻腔の疾患」	耳鼻咽喉科
2月25日（土）	「狭心症・心筋梗塞」	循環器センター
3月29日（土）	「 未定 」	皮膚科

ほぼ毎月、身近な疾患や症状をテーマにした市民公開講座を企画しております。多くの方にご参加いただき、病気の予防や早期発見、普段の生活に役立てていただければと考えております。

いずれの講座も14時から当院東棟7階・講堂で開催いたします。詳細は、テーマごとに院内掲示およびホームページなどでご案内いたします。お問い合わせや講演テーマのご要望がございましたら、総務課にご連絡下さい。

がん診療拠点病院申請へ向けて

副院長 外科 岡住 慎一



本邦において、がんは生涯における罹患率が50%を超える死亡率原因の30%以上となり、さらに増加傾向にあります。これを背景として、平成18年がん対策基本法が成立し、全国で地域がん診療拠点病院の整備が開始されました。当院では、この拠点病院としての機能を有することは地域中核病院の役割と考え、指定に向けて、外来化学療法室開設、オンコロジーカンファレンス開催、緩和ケアチーム設立等の準備を進めてきました。一昨年11月には、准拠点病院とみなされる地域協力病院の指定を受け、来春には放射線照射装置の導入が決まり、拠点病院指定の必要条件がほぼ整いつつあります。一方、昨年、平成28年度までの5年間を対象として、同法の中核をなす「がん対策推進基本計画」の見直しが行われ、重点課題を、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」、「がん登録の推進」、「働く世代や小児へのがん対策の充実」とし、全体目標として「がんによる死者の減少（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）」、「がん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を設定しています。また、「がんに対する相談支援体制の実現」、「がん登録の推進と法的位置づけの検討」「がん患者の就労支援体制」などが設定されました。これに対応し、本年、拠点病院の指定要件も見直され、手術、放射線治療、病理検査の専門性と体制構築の高度化、専門研修継続によるがん登録の充実、コメディカルにいたるまでの専門資格の必須化、がん相談センターの相談員専門研修必修化等、拠点病院の重点化が増しています。

本院においては、これらの整備を喫緊の課題としてすすめ、新指定要件の申請開始にあわせて準備し、地域の中核としてがん治療を担う病院としてさらなるレベルアップを目指していく所存であります。

院内ボランティア活動のご紹介

総務課 中村 仁



の感謝を込めた会となりました。会の中でボランティアの方からは『自分がお手伝いしたことに対する感謝』が、新しいモチベーションになって続けることが出来た』という話もありました。

まだまだ人数不足により、全ての患者さんの『困った』を解決できていないのが現状です。もし、本誌を読んで頂いてボランティアに興味がございましたら、総務課までご連絡下さいますようよろしくお願い致します。



院内の活動を希望される方には必ず面談を行い、ボランティア活動を始めようと思ったきっかけを伺っています。皆さんの理由は様々で『入院中に大変お世話になり、その時の恩返しがしたい』という方もいらっしゃいました。ですが、全員に共通することは『人の役に立ちたい』という熱い気持ちです。週に1～2回のペースで活動して頂き、4名の方には10年以上の長きに渡りご尽力頂いております。熱い気持ちが瞬間的なものではなく、10年間継続されているということに頭が下がる思いでいっぱいです。

年に1度、病院からささやかではありますが日頃の感謝を込めて慰労会を開催し、前回の慰労会では加藤病院長はじめ、執行部、看護部、コ・メディカルより感謝の気持ちを伝えさせて頂きました。また、先述の10年ご活躍頂いている方には感謝状をお贈りしました。日頃の感謝と10年分